横浜市バドミントン協会・規約

第1章 総則(名称、及び事務局)

- 第1条 この会は、横浜市バドミントン協会(以下本会)と称する。
- 第2条 本会は、神奈川県バドミントン協会に加盟するとともに、公益財団法人横浜市体育協会に加盟し緊密 な関係を維持してゆく。
- 第3条 本会は、事務局を理事長宅におく。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は、バドミントンを通じて横浜市民の親睦融和と健康増進を図り、併せてバドミントン競技の 育成、振興を目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1、競技会の開催、及び管理
 - 2、競技の指導、及び育成
 - 3、バドミントンに関する調査研究
 - 4、本会と同一目的を持つ他の団体との連携協力
 - 5、その他、本会の目的を達成するために必要なる事項

第3章 組織、及び加盟、脱退のための条件

- 第6条 本会は、横浜市の在住、在勤、在学者で各区、各連盟でもって組織する。
 - 1、市内各区バドミントン協会
 - 2、横浜市レディースバドミントン連盟
 - 3、横浜地区高等学校体育連盟バドミントン専門部
 - 4、横浜地区中学校体育連盟バドミントン専門部
- 第7条 本会は、次の各部をおく。
 - 1、一般男子の部
 - 2、一般女子の部
 - 3、レディースの部
 - 4、ジュニアの部
 - 5、その他、必要に応じて設定する。
- 第8条 本会の加盟に際しては、各区協会、各連盟は、所定の申込書に必要事項を記入し提出し、理事会の 承認を必要とする。
- 第9条 入会金と年間登録費
 - 1、入会金 5,000 円
 - 2、年間登録費 5,000 円
 - 3、横浜地区高等学校体育連盟バドミントン専門部、横浜地区中学校体育連盟バドミントン専門部は、 当面年間登録費は、徴収しないものとする。
 - 4、その他、必要に応じて設定する。
- 第10条 脱退に際しては、その理由を明記した脱退届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 役員

第11条 本会は、次の役員を置く。

1、	会長	1名
2,	副会長	2名
3,	理事長	1名
4,	副理事長	2名
5	会 卦	1 夕

6、常任理事 4名(理事会より選出する)

7、理事 若干名

- 7-1、加盟各区協会より 1名
- 7-2、加盟各連盟より 2名
- 7-3、会長推薦理事 若干名 (7-1, 7-2 の総数の、十分の二以内とする)
- 7-4、会長、副会長、理事長に就任した各区、各連盟は、理事代理を届け出ることができる。
- 8、会計監查 2名
- 第12条 会長は、理事会において推挙し、本会を代表して会務を総理する。
- 第13条 副会長は、理事会において推挙し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第14条 理事長、副理事長、会計、常任理事は、理事会において互選し、会長これを委嘱する。
- 第15条 会計監査は、理事会において推挙し、会長これを委嘱する。
- 第16条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
 - 1、顧問は、永年にわたり会長の職にあったもの、本会に功績があったもので、会長が理事会の承認を得て、委嘱することができる。
 - 2、顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

第18条 理事会は、定期理事会及び、臨時理事会とする。議長は、会長が務める。

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事、理事、会計監査で以て構成する。 定期理事会は、毎年1回開催し、臨時理事会は会長が必要と認めた時、また構成員の3分の1以上の 請求があった時、臨時に開催する、

- 第19条 定期理事会は、次の事項を審議し決定する。
 - 1、事業、並びに収支決算報告の承認に関する事項。
 - 2、事業計画、並びに予算編成に関する事項。
 - 3、規約の改正に関する事項。
 - 4、役員の選任に関する事項。
 - 5、重要な財産の処分、または重大な義務の負担に関する事項。
 - 6、その他、常任理事会において、理事会に提出することを適当と認めた事項。
- 第 20 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事で以て構成する。議長は、会長が 務める。

常任理事会は、理事会に継ぐ決議機関であって、本会の円滑な運営に努めるとともに理事会から委任された事項を審議運営する。

- 1、常任理事会は、必要に応じて随時開催される。
- 2、常任理事会の招集は、会長が行う。
- 第 21 条 議決

理事会、常任理事会における議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は 議長がこれを決定する。

第6章 事務局

第22条 事務局は、理事長を責任者とし、本会の日常業務を行う。

事務局は、次の職務を行う、

- 1、事務局は、加盟各区協会、各連盟の名簿、本会の組織の状況、本活動の記録、議事の記録等々を 記録する。
- 2、その他、本会業務に必要な事項。

第7章 会 計

- 第23条 会計は、本会の財政業務を行う。
 - 1、会計は、本会の会計事務の一切を取り扱う。
 - 2、現金の収支については、すべての伝票に理事長の認印のないもの、所定の記入事項のないものは、

取扱ってはならない。

3、会計簿は、常に完備していなければならない。

第8章 財 政

- 第24条 本会の収入は、次の収入をもってこれに充てる。
 - 1、本会加入のための入会金、及び年間登録費。
 - 2、本会の事業収入。
 - 3、補助金
 - 4、寄附金
 - 5、その他の収入
- 第25条 入会金、及び年間登録費。
 - 1、入会金、及び年間登録費は、理事会で決める。
 - 2、加盟協会、連盟がその資格を失った場合においても、年間登録費は返却しない。

第9章 選手の義務

第26条 選手の資格

- 1選手は、各区バドミントン協会の会員、または所属員、及び各連盟の会員でなければならない。
- 2選手の、同一年度における、各協会、各連盟の『移籍』を、認めない。
- 3その他、疑義が生じた場合は、理事会が決定する。

附則

第27条

- 1、この規約は、昭和40年4月1日より施工する。
- 2、この改正規約は昭和46年4月1日より適用する。
- 3、この改正規約は昭和52年4月1日より適用する。
- 4、この改正規約は昭和60年4月1日より適用する。
- 5、この改正規約は昭和62年5月12日より適用する。
- 6、この改正規約は平成5年4月1日より適用する。
- 7、この改正規約は、平成26年3月24日より適用する。